

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	23 件
国民年金関係	15 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 11 月から 53 年 3 月までの期間及び 53 年 10 月から 59 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 11 月から 53 年 3 月まで
② 昭和 53 年 10 月から 59 年 3 月まで

会社を退職後、自営業を始めた際に、国民年金に再加入し、金融機関で国民年金保険料を納付していたはずであり、確定申告書（控）にも社会保険料控除の記載があることから、申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立人から提出された昭和 54 年から 56 年までの確定申告書（控）に記載された国民年金の支払保険料額は、当時の保険料額と一致しているほか、53 年及び 57 年から 59 年までの確定申告書（控）に記載された保険料額についても、当時の保険料額とおおむね一致しており、申立期間当時、国民年金保険料が納付されていたことがうかがわれる。

また、申立期間に続く昭和 60 年から 62 年までの確定申告書（控）においても国民年金保険料が記載されているほか、社会保険庁の記録によると、昭和 59 年度以降の保険料はすべて納付されている。さらに、申立期間及びその後申立人の生活状況に大きな変化は認められず、国民年金保険料の納付に支障を来たすような周辺事情も見当たらず、申立期間のうち確定申告書（控）で保険料が納付されたことをうかがうことができない期間についても、他の納付済期間と同様に納付があったものと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年11月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年11月から59年3月まで

会社を退職後、国民年金に再加入し、夫の国民年金保険料と一緒に私の保険料を金融機関で納付していたはずであり、当時の源泉徴収票にも社会保険料控除の記載があることから、申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立人から提出された昭和56年の源泉徴収票に記載された所得控除の社会保険料等の金額は、当時の国民年金保険料額と一致しているほか、57年分の記載においても当時の保険料額とおおむね一致しており、申立期間当時、保険料が納付されていたことがうかがわれる。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間の後の国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。さらに、申立期間及びその後に申立人の生活環境に大きな変化は認められず、国民年金保険料の納付に支障を来たすような周辺事情も見当たらず、申立期間のうち、源泉徴収票が保存されていないため保険料が納付されたことをうかがうことのできない期間についても、他の納付済み期間と同様に納付があったものと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年3月まで

昭和36年からの国民年金への加入に当たり、役場から必ずしも保険料を納めなくてもよいと言われたが、年金を受け取りたかったので納めてきた。

当時は婦人会が集金し、私が担当していたこともある時期であり、保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和36年3月に国民年金に任意加入し、その際に役場担当者から必ずしも保険料を納付しなくてもよいと言われたが納付を開始したとしており、申立期間当時は納付意識が高かったものと推認される。

また、申立期間当時、申立人の主張するように婦人会により国民年金保険料が集金されていた可能性も高く、さらに住所変更など申立人の生活環境に国民年金保険料の未納につながるような周辺事情は見当たらず、申立期間の前後の期間を納付しながら、保険料の納付を開始した翌年1年間（申立期間）のみ未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から57年3月まで

夫が国民年金に加入した昭和50年10月以降は、必ず夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に町内の集金を通じて納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回かつ12か月と短期間であり、申立人はその前後の期間の国民年金保険料を納付している。

また、申立期間の直前及び直後の期間について、申立人及び申立人の夫は国民年金納付書兼領収証書を保存しており、その様式や領収印から、夫婦二人分の国民年金保険料を町内の集金で納めていたことがうかがえる。一方、申立人の夫は、申立期間の国民年金保険料もすべて納付されており、申立期間中の一部の期間について保存している国民年金納付書兼領収証書から申立期間の前後と同様な方法で保険料を納付していたことがうかがえるほか、申立人は、これらの保険料を申立人が納付していたとしており、申立人自身の保険料を納付しなかったことは不自然である。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立期間は国民年金の未加入期間となっているが、申立人には、国民年金の脱退及び再加入の履歴をした記憶は無いとしている上、申立期間の前後において住所及び生活状況に変化は認められず、厚生年金保険に加入した形跡も無いことから、あえて申立期間の前後に国民年金の資格喪失及び資格取得をする事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和48年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月21日から49年5月21日まで
昭和46年11月からA社B事業所に勤務し、その後同社C事業所に転勤した。48年8月21日に再度同社B事業所に異動したが、そのときから9か月の厚生年金保険加入記録の空白期間がある。人事異動による転勤をただけであり納得できないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及び当時の同僚の供述等から判断すると、申立人が申立期間においてA社B事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年5月の社会保険事務所の記録から7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 9 日から 36 年 11 月 5 日まで

私は年金受給の手続をした際、A社に勤務していた期間については既に脱退手当金として受給しているという説明を初めて聞いたが、脱退手当金を請求したことも受給したことも無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社を退職後、脱退手当金を受給した記録がある2名は、「退職時に脱退手当金に関する説明は無かったので自分自身で請求をした。」と供述している上、申立期間に同社で総務をしていた担当者は、「一度も代理請求の手続を行ったことはない。」と供述していることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人がA社を退職してから次の事業所に勤務するまでの期間は短期間であるとともに、脱退手当金支給日までの生活状況に関する申立人の供述からは不自然さは見られないことを踏まえると、申立人が当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

石川国民年金 事案 151

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から57年3月までの期間、57年7月から58年3月までの期間、58年10月から60年3月までの期間及び60年10月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年7月から57年3月まで
② 昭和57年7月から58年3月まで
③ 昭和58年10月から60年3月まで
④ 昭和60年10月から61年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、納付書により妻が金融機関で納めていたはずである。また、年度当初に納付書が1年分まとめて届くのであれば、年度の途中から納付しないということは無い。申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は自らの国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻も保険料の納付頻度や納付金額等についての記憶は無く、納付先の金融機関についても明確ではない。

さらに、申立人は、年度当初に納付書が1年分まとめて届くのであれば、年度の途中から納付しないということは無いと述べているが、申立人の保険料は昭和50年度から53年度にかけて本来の納付期限を過ぎた過年度納付等により納められていること、申立期間直前の54年度及び55年度の保険料については申請免除となっていること、及び申立人の妻も申立期間中の国民年金加入期間について保険料が未納となっていること等から、申立人が申立期間の時期について、定期的、安定的に保険料を納付していたとは必ずしも言えない状況がみられる。

加えて、申立人の申立期間に係る普通預金取引履歴明細表においても、国民

年金保険料の支払は確認できず、このほか、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年7月から45年3月まで

申立期間は、自分(申立人の夫)の転勤のため住所を複数回にわたり異動し、申立人も同伴したが、その間も申立人が申立人の国民年金保険料を納付し続けていたはずだと思うので、未納となっていることは納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人の夫は、申立人の国民年金に係る住所変更手続及び保険料納付等について全く関与しておらず、申立人も既に亡くなっており、当時の状況は不明である。

さらに、申立人の夫は、転勤のため住所を複数回にわたり異動し、その間も申立人が申立人の国民年金保険料を納付し続けていたはずだと思うとしているが、国民年金に係る住所変更手続が行われた場合、異動先の市町で国民年金被保険者名簿が作成される場所、異動先のそれぞれの市町では申立人の同名簿が作成された形跡は無いとしている上、社会保険事務所の被保険者台帳からも申立人の住所変更手続が行われた形跡はみられないことから、異動先の市町では保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

加えて、申立人の夫は、異動前の居住地(申立人の現住所と同じ)における申立人の国民年金保険料の納付について、町会の集金を通じて納めていたかもしれないとしているが、当時の町会の関係者は申立人の保険料は集金していなかったと述べており、ほかに、申立人の申立期間に係る保険料が町会の集金を通じて納付されていたことをうかがわせる関係者の供述も得られない。

このほか、社会保険事務所の被保険者台帳によると、異動前の居住地において、申立人は申立期間中の昭和 40 年 12 月及び 45 年 4 月に不在被保険者と記録されていること、申立期間直後の昭和 45 年度の保険料は現年度保険料として納付されていること、46 年 10 月に不在被保険者からの復活処理がされていること、及び申立人の戸籍の附票（住所異動履歴）によると、45 年 5 月に異動先の市から異動前の居住地に転入していることから、申立人は 40 年 12 月以前の時期に国民年金に係る住所変更手続をすることなく異動前の居住地を不在にし、45 年 4 月ごろの市役所による不在の再確認後、異動前の居住地に転入し、45 年度分の保険料が 45 年 5 月から 46 年 4 月の間のいずれかの時点で納付されたことに伴い、46 年 10 月に不在被保険者からの復活処理がされたと考えられる。したがって、異動前の居住地において、44 年度以前の不在期間中は、申立人に対する町会の集金が行われることは無く、過年度保険料の納付書が発行・送付されることも無かったと考えられ、申立人の申立期間に係る保険料は納付されなかったことがうかがわれる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から39年3月まで

20歳になったころ、当時働いていた銭湯の主人から、私が20歳になったので国民年金保険料を納めなければならず、保険料を給料から天引きすると言われた。その後、結婚してからは義父が夫と私の保険料を一緒に納めてくれたはずである。未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金への加入手続及び保険料の納付を行ったとする銭湯の主人は既に死亡しており、結婚後申立人の保険料を納付してくれたとする申立人の義父も死亡しており、当時の状況は不明である。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は結婚後の昭和40年4月9日に払い出され、資格取得を35年10月1日にさかのぼっていることから、国民年金手帳記号番号の払出時点では37年12月以前の国民年金保険料は時効の到来により納付はできない。

加えて、申立人に過年度納付の記憶もない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、ほかに申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年5月から46年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年5月から46年6月まで

私が20歳になった時に、夫が私の国民年金の加入手続きを行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、申立人の夫が国民年金の加入手続きをし、国民年金保険料の納付をしてくれていたはずであるとしているが、申立人はこれらに関与しておらず、申立人の夫は既に死亡しているため、当時の状況は不明である。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人の国民年金の加入手続きは昭和47年10月ごろに行われ、被保険者資格取得日を20歳になった38年5月15日にさかのぼったとみられること、及び申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入であり、申立人の夫は申立人の国民年金保険料を納付することはできなかつたと推察される。

加えて、申立期間において、申立人は夫が夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付してくれていたはずとしているが、申立期間直後の夫婦の納付状況をみると、夫は昭和46年4月から3か月ごとの定期的な納付となっているが、申立人は46年7月から47年3月までの分は過年度納付、47年4月から48年3月までの分は48年1月に一括納付と納付方法が一致しておらず、申立期間についても夫婦一緒に納付していたと推認することは困難であり、ほかに申立期間について、申立人の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人の所持している国民年金手帳では、昭和47年4月から48年

3月までの検認日が手帳発行日の47年10月26日より前の47年1月22日となっているが、市役所が保管している申立人の夫及び義兄の妻の国民年金被保険者名簿においても47年10月から同年12月までの3か月分の検認日が47年1月22日となっており、前後の納付日からみると、これらは、48年1月22日とすべきところを誤って前年の日付としたものと判断される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

申立期間については、当時町内会の人が毎月国民年金保険料の集金に来ており、夫婦二人分600円を3か月ごとに一緒に納付していたので、未納は無いと思っている。保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人は、国民年金への加入手続は自分が市役所で行ったとしているが、手続をした時期の記憶が無く、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、昭和41年11月ごろに国民年金手帳が払い出され、資格取得日を35年10月1日にさかのぼっていることが確認できる。さらに、申立期間の一部は払出日の時点で時効により国民年金保険料が納付できない期間となり、社会保険事務所の被保険者台帳にも昭和39年3月及び同年9月に「本月以前届出前消滅」の記載がある。

加えて、申立人は、町内会で国民年金保険料を納付したとしているが、申立期間当時、町内会においては、保険料の集金は行っておらず、ほかに、申立人の申立期間に係る保険料の納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

石川国民年金 事案156

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から39年3月まで

婚姻後、すぐに義父が国民年金の加入の手続をしたはずであり、私が住んでいる地区では、婦人会が国民年金保険料の集金をしており、夫の分と併せて一人100円ずつ毎月納付していた。申立期間について、未加入及び未納となっていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年7月に払い出され、国民年金被保険者資格の取得日は、同年4月1日と記録されており、この払出し以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人には国民年金の加入手続についての具体的な記憶は無い。これらのことから、申立期間は未加入期間であり、国民年金の保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料は婦人会の集金で納付したと述べているが、申立期間の国民年金保険料は、国民年金手帳記号番号の払出しの時点(昭和39年7月)で既に過年度の保険料に当たり、地区の婦人会によって集金されることは無いほか、申立人には過年度の保険料を一括納付した記憶も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から9年2月までの期間及び10年4月から11年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成8年4月から9年2月まで
②平成10年4月から11年12月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を金融機関窓口で毎月納付期限内に納付していたので、申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を金融機関窓口で毎月納付期限内に納付していたとしているが、納付した金額、納付場所などの記憶が乏しく、当時の国民年金保険料の納付状況が不明である。

さらに、A市の国民年金被保険者台帳及びB町の調査結果によれば、申立期間①について、申立人から国民年金被保険者資格取得届が提出されたことや、A市からB町へ住所を移した際に国民年金に係る住所変更の届出が行われた形跡が見当たらない。加えて、申立期間②の国民年金保険料の多くは、国民年金被保険者資格取得届が提出された時点で過年度の保険料に該当し、過年度の保険料は、通常、一括又は数か月分をまとめた納付書が作成されることから申立人が供述しているような毎月納付の方法で納付することはできず、申立人には過年度の保険料を分割納付する申出をした記憶も無い。

その上、社会保険庁オンラインシステム及びA市の国民年金被保険者台帳の記録相互間に保険料納付上不符合の点は無く、ほかに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から60年3月まで

私は、町会の納税組合に加入しており、申立期間の国民年金保険料は集金担当者に渡していた。集金されたお金は金融機関を通じて納付していたと聞いている。もし、納めていない時があれば、飛び飛びになっているはずであり、申立期間の4年間できれいな形で抜けているというのは不自然であり、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人は、町会の納税組合で国民年金保険料を納付したとしているが、納付書で納付していたかもしれないとするなど記憶はあいまいである。

さらに、申立人が納付したとする町会の納税組合が保有している昭和59年12月以降の資料によると、申立人の59年12月から60年3月の期間については、住民税や固定資産税を集金した記録はあるものの、国民年金保険料の欄には記載が無いことから、国民年金保険料については納税組合での集金に加入していなかったものと推測される。

加えて、申立人が納付したとする納税組合の関係者は、「申立期間当時、国民年金保険料のほか、住民税や固定資産税等を集金しており、市役所から届いた集金明細を各戸に配布し、毎月1回、集会所へ持参する方法を採っており、持参しない者については自宅へ集金に出向くこともあった。集金後は各戸ごとに納付金額及び納付の有無を突合して記録した上で金融機関へ納付しており、納税組合の加入者については納付か未納か記録が残る仕組みとなっていた。」と述べていることから、申立人が納税組合による国民年金保険料の集金に加入したのは、納税組合にも国民年金保険料の納付が記録されている昭和60年4月からであると考えるのが自然である。

そのほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、

申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

石川国民年金 事案 160

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から46年4月までの期間及び46年10月から51年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和38年1月から46年4月まで
②昭和46年10月から51年9月まで

昭和48年ごろ、私の店舗に市役所職員が訪れ、今まで納めていなかった国民年金保険料をさかのぼって納めることができると勧められて納めた記憶がある。保険料はすべて納められていると思っていたが、未納期間があることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人は、昭和48年ごろに市役所職員が申立人の店舗に訪れ、未納保険料の納付を勧められ納付したとしているが、申立期間当時、市役所では職員が自宅等を訪問して過年度保険料の納付勧奨や、現金による保険料の収納は行っていなかったとしていることから、訪問した市役所職員に納付したとする申立ては不自然である。

さらに、申立人は、市役所職員が訪れた際に国民年金保険料の口座振替を勧められ、その後、口座振替の手続を行ったとしているが、市役所で保険料の口座振替が開始されたのは昭和53年10月からであり、申立期間のうち、さかのぼって納付したとする時期(昭和48年ごろ)以降の保険料については、口座振替による納付は行えず、ほかに申立人の申立期間に係る保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から同年4月までの期間、39年8月から39年12月までの期間、55年4月から61年3月までの期間、61年9月から63年10月までの期間、63年12月から平成元年3月までの期間及び元年5月から3年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和39年1月から同年4月まで
②昭和39年8月から39年12月まで
③昭和55年4月から61年3月まで
④昭和61年9月から63年10月まで
⑤昭和63年12月から平成元年3月まで
⑥平成元年5月から3年3月まで

現在、夫（申立人）は療養中であり、過去の記憶等は不明であるが、会社を退職した時に、国民年金と国民健康保険の加入手続を行い、国民年金保険料の納付をしていたはずである。夫の国民年金保険料の未納期間があるのは、障害年金給付手続を行う際に、納付記録が無くなったのではないかと思う。夫の納付記録に納得がいかないのので、夫の代理として、妻である私が申立てを行った。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年12月ごろ払い出され、申立人が厚生年金保険の資格を喪失した同年9月にさかのぼって資格取得しており、申立期間①及び②の期間は未加入期間であり国民年金保険料を納付できない期間であるほか、この期間に他の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は無い。

さらに、申立期間①及び②は婚姻前の期間であり、代理で申立てを行っている申立人の妻は当時の状況を把握していない上、申立人の両親も既に亡くなっていることから証言を得ることもできない。加えて、申立期間③から⑥までは婚姻後の期間であるが、当該期間中において、申立人の妻が国民年金保険料を納付すべき期間について、申立人の妻も未納である上、保険料納付は申立人が

行っていたとのことであり、申立人の妻は関与していなかったことから、納付方法や納付金額など、具体的な状況は不明である。

このほか、申立人の妻は障害年金の受給を行う際に、納付記録が無くなったと主張しているが、申立人が同じ町で居住していた昭和63年9月から平成2年8月までの期間のうち、昭和63年11月及び元年4月の国民年金保険料の納付記録はあり、一部の期間を残して記録が滅失することは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年8月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年8月から46年3月まで
申立期間当時、町内の方が自宅に集金に来ており父親が支払っていた。国民年金手帳の私の氏名は誤った漢字で記載されていたが正しい漢字に訂正されており、この氏名訂正が原因で納付記録が消えたと思われるため、未納であることが納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたとする申立人の父親は既に亡くなっており、当時の状況は不明であり、当時の町内の集金の内訳に申立人の保険料が含まれていたかどうかを明らかにする資料や供述も無い。

また、社会保険事務所の国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年6月に払い出されていることから、申立期間の国民年金保険料は、加入手続の時点で既に過年度保険料となり、町内会を通じて納付することはできない。

さらに、申立期間当時、申立人の父親が併せて納付していたとする申立人の妹の国民年金手帳記号番号は、申立人と同じ昭和46年6月に申立人と連番で払い出されていることから、申立人と申立人の妹の加入手続は同時期に行われ、このころから町内の集金人への納付が開始されたものと推認される。

加えて、申立人は、国民年金手帳の氏名訂正（漢字の訂正）が原因で納付記録が消えたのではないかと述べているが、社会保険事務所の国民年金受付処理簿には払出時点から片仮名で記されていること、及び申立人が保有している国民年金手帳と社会保険事務所が保有している国民年金受付処理簿の国民年金手帳記号番号は同じであり、訂正された形跡も無いことから、国民年金手帳の氏名訂正と申立期間の納付記録が消えたとするものの因果関係は認められない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年5月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年5月から63年3月まで
昭和63年に市役所から加入案内があり、結婚後の63年の6月から8月ごろに妻が市役所へ出向き、妻の結婚支度金から用意した約21万円を市役所で納付している。この時、妻と納めることで喧嘩をしたので強く記憶している。申立期間の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、国民年金保険料の納付については申立人の妻が納付したとして直接関与しておらず、申立人の妻は、保険料を市役所の年金窓口か市役所内の銀行で納付し、市役所外の銀行へ行った記憶は無いとしているが、過年度保険料は市役所の年金窓口で納付することはできず、市役所では、当時、市役所内に国庫金である過年度保険料を収納できる金融機関は設置されていなかったと述べており不自然である。

さらに、市役所の記録によると、申立人の国民年金については、昭和63年2月に市役所において職権による加入手続が行われ、その際に資格取得日を20歳までさかのぼった58年8月としていることから、申立人に対し63年4月以降に社会保険事務所から過年度納付書が発行されたものと考えられるが、納付したとする約21万円は申立期間の過年度保険料と大きく相違する。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年12月まで
会社退職後、母親が国民年金の加入手続を行い、保険料は父親が婦人会へ納めてくれていた。両親が納付済みとなっているのに私だけ未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、申立人の母親が国民年金の加入手続をし、父親が申立人の保険料を含め家族の国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人自身はそれらに関与していない上、加入手続を行ったとする母親の記憶はあいまいであるなど、当時の状況は不明である。

さらに、申立人の年金手帳には、厚生年金保険被保険者資格取得に伴う国民年金の喪失日は申立人が会社を退職した昭和48年1月4日と記載され、国民年金保険の被保険者資格を再取得した日は申立期間後の51年1月25日と記載されていることから、申立人の申立期間については未加入期間であり、申立人の国民年金保険料の集金について、市役所から婦人会に委託されることは無かったと判断される上、申立人には申立期間前の48年にも未加入期間がみられる。

加えて、申立人の社会保険庁及び市役所の記録によると、申立期間は未加入として記録されており、市役所の元職員は、当時、婦人会が集金した保険料については市役所から送付された加入者名簿により、婦人会担当者が一人ずつ納付金額及び納付の有無を確認した上で支所が預かり、毎月1回、市役所職員が支所において同名簿により納付状況と集金額を突合しており、加入者については納付か未納か記録が残る仕組みとなっていたと述べている。

そのほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から62年9月までの期間及び平成元年4月から2年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和58年10月から62年9月まで
②平成元年4月から2年3月まで

私は、平成2年9月又は10月ごろ、会社を設立し、社会保険事務所で厚生年金保険の新規適用手続を行った。その際、国民年金保険料として80万から90万円を窓口の人に渡して納付し、未納期間は無くなったはずであり、未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人は、平成2年9月又は10月ごろ、社会保険事務所で国民年金保険料として80万から90万円を納付し、未納期間は無くなったはずとしているが、納付したとする金額は、申立期間の保険料を納付した場合の金額と乖離^{かいり}している上、2年9月又は10月時点において、昭和63年6月以前の保険料については時効の到来により納付することができない。

さらに、申立人は、社会保険事務所で一括納付したと説明するのみで、別の機会に納付書により市役所や金融機関等で納付した等の記憶は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から49年12月まで
昭和37年ごろ母から国民年金に加入するように言われたが、すぐには加入
手続をせずに、39年4月ごろから、国民年金に加入し保険料の納付を始めた。
当時の保険料は、数百円で、農業協同組合婦人部の毎月の集金で納付してい
た。申立期間が未加入で保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、農業協同組合婦人部に国民年金保険料を納付して
いたとしているが、国民年金の加入手続の時期や加入場所についての記憶はあ
いまいであり、国民年金保険料を集金していたとする農業協同組合婦人部の関
係者はほとんど亡くなっており、当時の状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年1月に払い出され、同
月に資格取得しており、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されて
いたことをうかがわせる事情は見当たらない。したがって、申立期間は未加入
期間であり、申立人の国民年金保険料の集金について、町役場から農業協同組
合婦人部に委託されることは無かったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間当時、申立人の祖母が経営する店で申立人の母
と共に専従者として勤務しており、申立人から提出された昭和47年分の申立人
の祖母の確定申告書及び47年分の申立人並びに母の源泉徴収票の社会保険料
控除欄に記載してある金額をみると、不自然な申告が行われており、申立人が
国民年金保険料を納付したとする資料としての信ぴょう性は低いものと考え
られ、ほかに、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されたことを示
す関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す
ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることは
できない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 62 年 5 月 12 日から同年 10 月 16 日まで
②平成 2 年 7 月 31 日から同年 12 月 6 日まで

出稼労働者手帳に記載されている会社に申立期間も継続して季節工として働いていて、厚生年金保険にも加入していたはずであり、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は出稼労働者手帳に記載の雇入通知書から、①の申立期間はA社に、②の申立期間はB社に勤務していたはずで、その期間の厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できないとの申立てである。

しかしながら、①の申立期間のうち、昭和 62 年 5 月 12 日から同年 7 月 31 日までは雇用保険の加入記録から別の会社に勤務していたことが判明し、さらにその会社から提出の賃金台帳から、申立期間の厚生年金保険料が控除されていないことが確認された。また同年 8 月からは、更に別会社にて厚生年金保険加入記録が当初からあり、出稼手帳に記載の会社と違うので社会保険事務所の記録違いの申立てもしていたが、雇用保険の加入記録とも一致していることから、①の申立期間については、A社での勤務は認められない。

②の申立期間について、B社の雇用保険加入記録があり、しかも退職後の特例一時金の受給が確認されたことや、会社の当時の労務課長の話からも、申立人が申立期間の時期にB社に継続して勤務していた事実があると推認される。しかし申立人は事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことについて確認できる給与明細等の資料を保有しておらず、厚生年金保険料が控除されていたかどうかについての記憶も無い。さらに会社からの提供の健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得および標準報酬決定通知書、健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の写しからも、会社側が申立人に係る厚生年金保険の資格喪失の手続きをしたと推認することがで

きる。

加えて申立人は申立期間の一部期間について国民年金保険料納付していることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 9 月 1 日から 20 年 4 月 1 日まで
A 校在学時に、学徒動員により B 社に勤務していた。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

通年勤労働員学徒については、①労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）により、労働者年金保険（現厚生年金保険）の被保険者には該当しないこと、②厚生省保険局長通牒「学徒勤労働員ニ伴ウ学徒ノ被保険者資格に関スル件」（昭和19年5月22日付け保発第334号）により、健康保険法における事業所に使用されている者と解することは適当であるが、労働者年金保険法における被保険者には該当しないこととされている。

なお、同告示前の勤労働員学徒についても法運用解釈により労働者年金保険法の適用除外とされており、同告示はその解釈を踏襲したものである。

このほか、B社に申立期間に係る記録は残存しておらず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月1日から34年1月1日まで
私は申立期間、A社B事業所に勤務していた。厚生年金保険の記録が無いことに納得できないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の勤務状況を具体的に述べており、申立人が申立期間の時期にA社B事業所に勤務していた可能性はある。

しかし、申立人は、申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有していない。

また、A社B事業所は既に昭和34年10月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人の勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる資料は残っていない。

さらに、社会保険事務所が保管するA社B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間当時において健康保険被保険者番号は順番に払い出されており欠番は無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された形跡は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和19年4月1日から同年6月30日まで
②昭和19年7月1日から20年8月15日まで

A校在学中に、学徒動員により①の期間はB社に②の期間はC社に勤務していた。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時A校に在学し、学徒勤労働員されていたことは同校の創立記念誌で確認できる。

しかし、勤労働員学徒については、労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）により、労働者年金保険（現厚生年金保険）の被保険者には該当しない取扱いとなっている。

また、厚生省保険局長通牒「学徒勤労働員ニ伴ウ学徒ノ被保険者資格ニ関スル件」（昭和19年5月22日付け保発第334号）により、勤労働員学徒については、健康保険法における事業所に使用されている者と解することは適当であるが、労働者年金保険法における被保険者には該当しない取扱いとなっている。

なお、学徒勤労令（昭和19年8月23日勅令第518号）及び学徒勤労令施行規則（昭和19年8月23日文部、厚生、軍需省令）においても、学徒勤労を受ける者が負担する経費として厚生年金保険料は規定されていない。

このほか、B社及びC社に申立期間に係る記録は残存しておらず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

石川厚生年金 事案 110

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月 20 日から 35 年 2 月 1 日まで
私は昭和 34 年 6 月 20 日から 48 年 10 月 13 日までA社に勤務していた。
申立期間の厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。
申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の勤務の状況や同僚等について具体的に述べているとともに、当時の同僚が申立人が勤務していた旨述べていることから、申立人が申立期間の時期にA社に勤務した事実があると推認することができる。

しかし、A社は、社会保険事務所の記録によると厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和 34 年 8 月 1 日であり、申立期間のうち同年 7 月 31 日以前については、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、申立人は、昭和 34 年 8 月 1 日以降の申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細等の資料を保有しておらず、A社にも、申立人の勤務及び厚生年金保険料の控除等に関する事実について確認できる会社資料は残っていない上、同僚等の供述も得られない。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間当時において健康保険被保険者番号は順番に払い出されており欠番は無く、事業主から申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届が昭和 35 年 2 月 1 日前に提出された形跡は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年1月1日から30年1月1日まで

私はA社B事業所に昭和29年頃に勤務していたことに間違いはなく、給料からは保険料を引かれていた記憶もあるので保険料控除の事実を確認できるものはないが厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、同僚の供述等からA社B事業所に勤務していたことは推認することができるが、同工場の関係者は、「申立人は勤務していたが、勤務期間は覚えていない」等とし、申立人自身の勤務期間に関する記憶もあいまいであることから、勤務の始期及び終期については確認することはできない。

また、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことについて確認できる資料を保有しておらず、同僚等の供述も得られない上、A社にも当時の人事記録、社会保険等関係資料は残っていない。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間当時において健康保険被保険者番号は順番に払い出されており欠番は無く、申立人の氏名の記載も無いことから、事業主から申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された形跡は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月 27 日から 38 年 3 月 12 日まで

私は昭和 37 年 4 月に A 社本社に勤務してから、昭和 38 年 9 月末まで同社に勤務していた。その間、昭和 37 年 9 月から翌年 3 月まで同社 B 事業所で勤務したが厚生年金保険の加入記録が無い。正社員であったので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が当時の同僚等の供述等から申立期間の一時期に A 社 B 事業所に営業社員として勤務した事実があると推認することができる。

しかし、当時の A 社 B 事業所の関係者は、「申立人は同事業所ではほとんど勤務していなかった。」と供述するなど同事業所での勤務期間が不明で、同社には申立人の会社資料も残っておらず、厚生年金保険料の控除に関する事実について確認することはできない。

また、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料を保有していない。

さらに、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間当時の健康保険番号は順番に払い出されており欠番も無く、申立期間において事業主により申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された形跡は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年6月から28年5月1日まで
私は、昭和27年6月よりA社B事業所に鑄造臨時工として採用された。それなのに厚生年金保険の加入が昭和28年5月1日となっていることは納得がいかないので、申立期間も含めて厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B事業所が作成し保管していた厚生年金保険被保険者名簿に記載された内容から、申立人は昭和27年7月2日から同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、前述の被保険者名簿の備考欄には「昭和28年5月1日厚生年金取得」と記載されていることから、同日より厚生年金保険に加入し、厚生年金保険料が控除されたと推認することができる。

また、当該事業所の従業員において、申立人が記憶している同僚等も含め、申立人と同日に厚生年金保険に加入している者が多数見受けられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。